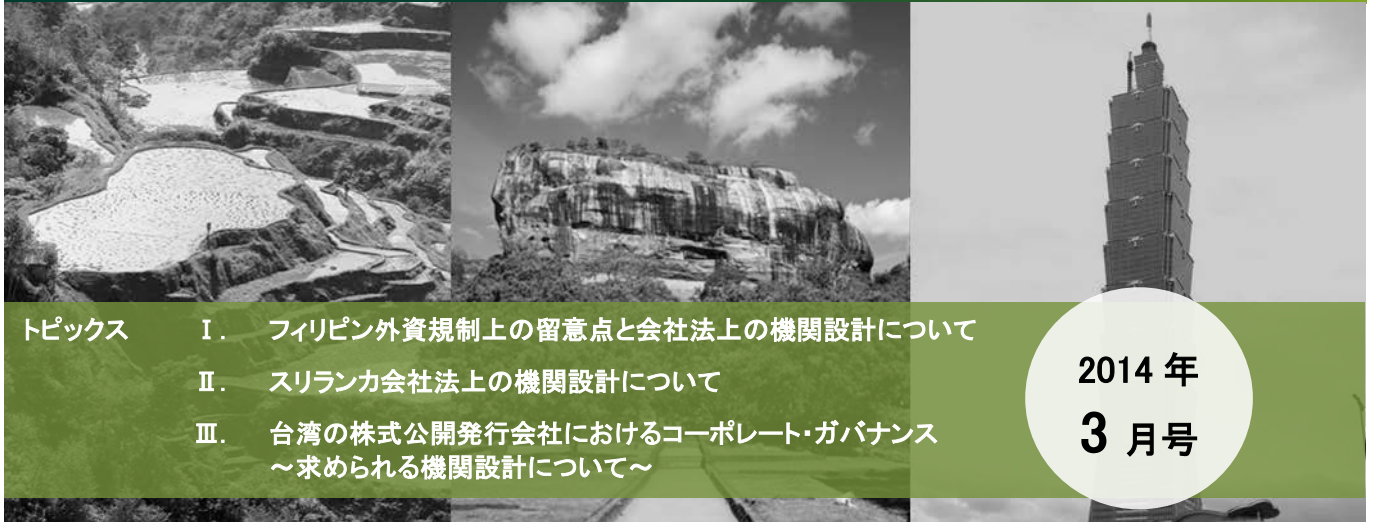


アジアニューズレター



- トピックス
- I. フィリピン外資規制上の留意点と会社法上の機関設計について
 - II. スリランカ会社法上の機関設計について
 - III. 台湾の株式公開発行会社におけるコーポレート・ガバナンス～求められる機関設計について～

2014年
3月号

I. フィリピン外資規制上の留意点と会社法上の機関設計について

執筆者：佐藤正孝

現在、フィリピンでは安定した経済成長が続いており、また豊富な労働人口と低い賃金上昇率等が評価され、日本企業のフィリピンへの進出が近年増加傾向にあるといわれております。また、昨年には、各格付機関がフィリピン経済の安定的な成長、財政状態の改善、及び政権の安定等を理由に、フィリピンの自国通貨建て及び外貨建て長期国債格付けを投資適格級に引き上げたことに伴い、フィリピンへの投資が加速すると期待されています。そこで、本稿では、フィリピンにおいて投資する際の外資規制上の留意点と会社を設立する際に問題となる会社の機関設計の概要を説明します。

1. フィリピン進出の際の外資規制上の留意点

フィリピンの外資規制は、原則として、外国投資法及び同法に基づくネガティブリストにおいて定められています¹。他のアジア諸国と同様に製造業以外の事業分野に関し幅広い外資規制が定められていることに加え、フィリピン憲法、その他の法律上、外国人は土地の保有が禁止され、法人が土地を所有する場合には、フィリピン人が当該法人の60%以上の議決権を保有しなければならないと規制されています。

そのため、外国企業がフィリピンで行う事業そのものに適用される外資規制がない場合でも、フィリピンに設立したその100%子会社が不動産を所有できず効率的な事業運営ができない、又は有力な買収若しくは提携候補先となる現地企業を見つけても、当該現地企業が事業上又は経済上価値のある土地を保有していた結果、外国企業が現地企業の議決権を60%以上取得できないというケースも多いと言われています。

この土地保有規制に対応するために、実務上、フィリピン人が60%、外国人が40%をそれぞれ出資して土地保有会社を別途設立し、土地保有会社が土地を取得し、同社から当該土地のリースを受けるということも行われていますが、土地保有会社の設立にあたっては、反ダミー法²の適用に留意する必要があります。

すなわち、反ダミー法では、外資規制を潜脱するために、①フィリピン人から名義を借りること、②外資規制に違反していないように装うこと、③手段の如何を問わずフィリピン人に認められた権利等の外国人への実質的な移転、使用許可、取締役若しくは従

¹ フィリピンの外資規制の概要と論点につきましては、アジアニューズレター2013年7月号も併せてご参照下さい。

² An Act to Punish Acts of Evasion of the Laws on the Nationalization of Certain Rights, Franchises or Privileges

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

業員を通じた支配権への関与を認めることが禁止されており、違反した場合には、懲役及び罰金刑に加え、同法の違反により得た資産、事業も没収することができる規定されていますので、土地保有会社のストラクチャリングは慎重に行うことが必要となります³。

2. フィリピン会社法における会社の機関設計について

フィリピンの会社法上、株式会社⁴において設置する必要がある機関は、株主総会、取締役会、社長、財務役⁵及び秘書役⁶になります。

(1) 株主及び株主総会

フィリピン会社法上、株式会社は 5 名以上 15 名以下の取締役を選任しなければならないと、かつ取締役は株式会社の株式を 1 株以上保有しなければならないという規定がありますので、会社の設立時だけではなく、会社の有効期間中、少なくとも 5 名以上の株主を確保しておくことが必要となります。また、取締役の過半数は居住者である必要がありますので、仮に株主 5 名で株式会社を設立した場合、3 名以上の株主は居住者でなければなりません。

株主総会は、毎年 1 回開催される定時株主総会と必要に応じ開催される臨時株主総会があります。定足数は、原則として、発行済株式の過半数の議決権を有する株主の出席により成立します。株主総会の普通決議は、発行済株式の議決権の過半数に相当する株主の賛成により、特別決議は、発行済株式の議決権の 3 分の 2 に相当する株主の賛成により成立します。なお、特別決議事項の一部には、会社法上、反対株主の株式買取請求権が認められています。



【フィリピン証券取引所】

(2) 役員及び取締役会

上記の通り、株式会社の取締役の人数は 5 名以上 15 名以下となります。会社法上、取締役には国籍要件は課されていませんが、外資規制の適用のある株式会社の場合、反ダミー法により、外国人取締役の割合は、許容される出資比率と同じ割合に限定される点に留意する必要があります。

さらに、株式会社は、役員として、社長、財務役及び秘書役を選任しなければなりません。社長は、会社法上、取締役である必要があり、財務役又は秘書役を兼任することはできません。他方、財務役及び秘書役は、取締役である必要はありませんが、秘書役については、フィリピン国籍を有し、かつ居住者である必要があります。社長及び財務役には、会社法上、国籍要件及び居住者要件は課せられていませんが、外資規制が適用される会社では、外国株主から派遣された外国人を社長又は財務役として選任した場合、実質的に会社を支配することになるため、反ダミー法に抵触すると一般的に解釈されている点に留意する必要があります。

取締役会は、定款に別途規定がある場合を除き、毎月開催する必要があります。取締役会の定足数は、全取締役の過半数の出席で成立し、取締役会決議の成立には、原則として、出席取締役の過半数の賛成が必要となります。

³ なお、反ダミー法は、不動産保有会社の設立の場合に限らず、外資規制の潜脱を目的として行われる行為に幅広く適用され得る点にも留意が必要です。

⁴ 閉鎖会社又は上場会社に該当しない株式会社を念頭に置いています。

⁵ 財務役は株式の払込の確認その他付属定款で定められた資金管理業務を行います。

⁶ 秘書役は会社の法定書類その他付属定款で定められた書類管理業務を行います。

さとう まさたか
佐藤 正孝西村あさひ法律事務所 弁護士
m_sato@jurists.co.jp

2011年9月から2013年4月までハノイオフィスで勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A及びコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。

II. スリランカ会社法上の機関設計について

執筆者: 佐藤正孝、春山俊英

2009年の内戦終結を契機に、スリランカは急速な経済成長を実現しており、日本においても「チャイナ・プラスワン戦略」の候補国として注目され始めています。まだまだ市場が未開拓であるため、インド洋の中心に位置するという地理的優位性やスリランカ国内のインフラの充実も相まって、先行投資先として非常に魅力的であるといえます。

本稿では、スリランカに会社を設立する際に問題となる、会社の機関設計の概要を説明します。

1. スリランカ会社法における会社の機関設計について

スリランカにおける会社の機関については、2007年5月に施行されたスリランカ会社法(2007年法律第7号)が根拠法となります。スリランカ会社法においては、非公開会社(Private Company)又は公開会社(Public Company)のどちらかの形態を選択することになりますが、いずれを選択するにしても、以下の機関を必ず設ける必要があります。

- ・ 株主総会(Shareholder Meeting)
- ・ 取締役(Director)又は取締役会(Board of Directors)
- ・ 秘書役(Secretary)
- ・ 会計監査人(Auditor)

会社秘書役及び会計監査人については、少なくとも、スリランカ国籍を有し、かつスリランカに居住している者を選任することが必要となりますが、株主及び取締役については、そのいずれも要求されていないため、取締役全員を日本に居住する日本人とすることも可能であると一般に解釈されています。

2. スリランカ会社法における株主及び株主総会

(1) 株主について

公開会社においては、7名以上の株主が必要とされます(会社法第27条)。また、非公開会社であっても、最低2名の株主が存在することが必要となります(会社法第4条2項)。したがって、合併会社を設立する場合には問題になりませんが、日系企業が単独でスリランカに現地子会社を設立する際には、形式上1社で100%子会社を設立することはできず、自社以外に他の子会社、取締役又は従業員を株主とする等のアレンジを行うことが必要です。また、非公開会社については、①株主の数を50名以下とすること、②株主による株式譲渡を制限すること、及び③一般投資家への公募を禁止することが求められます。

(2) 株主総会について

定時株主総会は、暦年ごとに1回開催される必要があります(会社法第133条)。臨時株主総会については、定款の規定にかかわらず、総議決権の10%を保有する株主から要求があった場合に開催する必要があります(会社法第134条1項)。また、取締役は、所定の株主総会の招集手続を踏むことにより臨時株主総会を開くことができます(モデル定款17条3項⁷⁾)。実務上は、

⁷ 会社法には別表1として定款の雛形(Model Articles)が規定されており、その適用を排除しない限り雛形定款が当然に適用されます(会社法第14条)。

定款において取締役が任意で臨時株主総会を開催できること、及びその開催手続を規定する例が多いです。

また、株主総会については、書面決議を行うことが可能です。すなわち、総議決権の 85%以上の株主の書面による同意があれば、株主総会を開催せずに、普通決議や特別決議を可決することが可能になります(会社法第 144 条 1 項)。現地に合併会社を設立する場合であって、総議決権の 85%以上を有しないこととなる場合には、総会開催に伴う費用と手間を省略するため、合併パートナーとの間で事前に書面決議に関する取り扱いについて協議し、合併契約において必要な手当てをすることも考えられます。会社の定款変更、会社の財務等に影響を与える主要取引(Major Transaction)、合併、資本金の額の減少、解散及び清算、並びに商号変更等の重要事項の決定については、株主総会の特別決議(会社法第 92 条)が、それ以外の法定の決議事項については株主総会の普通決議が必要になります(会社法第 91 条)。株主総会の定足数は、普通決議・特別決議のいずれであっても、非公開会社の場合には 2 名以上、公開会社の場合には 3 名以上とされています(会社法第 136 条(c))。普通決議の可決については過半数以上の賛成が、特別決議の可決については議決権の 75%以上の賛成が必要となります。株主総会の決議方法について、定款上特に定めがなければ、原則として発声方式又は挙手方式が採用され、頭数ベース(1 人 1 議決権)で決議されます(モデル定款 10 条 1 項)が、少なくとも、5 名以上の株主若しくは総議決権の 10%以上を保有する株主が、議決権ベース(1 株 1 議決権)での投票による決議を要求した場合には、投票による決議が行われることとなります(会社法第 140 条 1 項、モデル定款 10 条 4 項)。

3. スリランカ会社法における取締役及び取締役会について

公開会社については 2 名、非公開会社については最低 1 名の取締役を選任すれば足り(会社法第 201 条)。取締役会の構成や手続については、詳細には定められておらず、取締役会を設置しないことも可能です。取締役会を設置する場合には、取締役会の構成や手続について、定款で詳細に規定する必要があります。

会社の業務については、取締役又は取締役会の指揮又は監督に委ねられます(会社法第 184 条)が、会社の財務等に影響を与える主要取引(Major Transaction)については、株主総会の特別決議による承認を得る必要があります(会社法 185 条)ので、留意が必要です。取締役は、株主総会における普通決議又は定款に定めた方法を通じて選任されます(会社法第 205 条)。



【シギリヤ遺跡の岩山に描かれたフレスコ画】

4. 秘書役

会社は、公開会社・非公開会社にかかわらず、各社に必ず一人、秘書役(Secretary)を置かなければなりません(会社法第 221 条 1 項)。秘書役は、会社法上要求される記録の作成・保存等を実施する等の事務を担当する機関となります。秘書役は、定款に特に規定がなければ、取締役会の決議によって選任されます(会社法第 221 条 4 項)。会社は、その売上高、資本金の額、並びに公開又は非公開会社の区別に応じて、一定の資格のある者を選任しなければなりません(会社法第 222 条)。実務上は、会社に関連する書類を管理するという秘書役の性質上、スリランカ弁護士資格を有する者が選任されることが多いと言われています。秘書役は、少なくとも、スリランカ国籍であり、かつスリランカに居住する者であることが必要となるため、現地で適切な人材を確保することが必要となります。

5. 会計監査人

会社は、秘書役と同様、公開会社・非公開会社にかかわらず、各社に必ず一人、会計監査人(Auditor)を置かなければなりません(会社法 154 条 1 項)。会計監査人は、定時株主総会の決議により選任され、次回の定時株主総会の終了時までの間、会社の財務諸表の監査等を行います(会社法 154 条 1 項)。

会計監査人は、スリランカ勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka)の会員又は公認会計士でなければ選任資格がありません。さらに、公開会社の場合には、スリランカ勅許会計士協会の会員のみ会計監査人に就任する資格が与えられます(会社法 157 条)。したがって、秘書役と同様、現地で適切な人材を確保することが必要となります。

さとう まさたか
佐藤 正孝西村あさひ法律事務所 弁護士
m_sato@jurists.co.jp

2011年9月から2013年4月までハノイオフィスで勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A及びコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。

はるやま としひで
春山 俊英西村あさひ法律事務所 弁護士
t_haruyama@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。コーポレート案件、海外紛争案件、PL訴訟案件、事業再生案件に広く携わる。

Ⅲ. 台湾の株式公開発行会社におけるコーポレート・ガバナンス ～求められる機関設計について～ 執筆者：孫櫻倩

1. はじめに

近時、大中華圏市場での知名度向上や資金調達等を目的として、日本企業やその海外子会社による台湾の証券取引市場でのIPO(Initial Public Offering: 株式の新規公開)が注目を集めています。また、既に台湾の証券取引市場において株式を上場している会社を対象としたM&Aを検討される日本企業も少なくないものと思います。

そこで本稿においては、台湾におけるIPOやM&A後の会社運営を検討する際に必須の知識となる、台湾の株式公開発行会社⁸に求められるコーポレート・ガバナンスについて、特に機関設計の面に焦点をあて、概説します⁹。

2. 設置が求められる機関

台湾における株式公開発行会社の機関設計については、台湾会社法(以下「会社法」といいます)のほか、主に台湾証券取引法(以下「証取法」といいます)の規定に従うべきこととなります。この点、まず会社法により設置が求められる株式会社の機関としては、会社の最高意思決定機関である株主総会、株主総会により選任された取締役全員から成る会社の業務執行機関である取締役会、及びその業務執行を監督するために株主総会により選任された監査機関である監査役があげられます。以上の3機関に加え又は一部これに代えて、証取法は、株式公開発行会社が独立取締役、監査委員会、及び報酬委員会を設置できる又は設置しなければならないことを定めています。

3. 各機関のメンバー構成及び権能

(1) 取締役及び独立取締役

証取法上、株式公開発行会社の取締役の員数は5名以上でなければならないとされています(証取法26条の3第1項)。また、同法14条の2第1項本文では、株式公開発行会社は定款の規定により独立取締役を設置することができる定められていますが、同項但書き及び主管機関¹⁰による通達によれば、台湾証券取引所(以下「TWSE」¹¹といいます)又は店頭取引センター(以

⁸ 台湾における株式公開発行会社とは、一般的には、①台湾証券取引所における上場会社、又は店頭取引センターにおける②店頭登録会社若しくは③新興市場上場会社を指しますが、必ずしもこれらには限定されません。なお、台湾証券取引法の適用対象は、株式公開発行会社に限られます。

⁹ 日本企業を含む外国会社については設立地国法によるコーポレート・ガバナンス規制を受けることが原則となるものの、仮に台湾においてその株式を公開発行しようとする場合には、台湾証券取引法をはじめとする証券関連法令の適用を受け得るほか、台湾証券取引所又は店頭取引センターが定める上場審査準則やその運用を通じて、設立地国法の強行規定に反しない限り、極力台湾におけるコーポレート・ガバナンス規制にも適合するよう求められることとなります。

¹⁰ 本稿にいう「主管機関」とは、証取法に関する主務官庁に当たる行政院金融監督管理委員会を指します。

¹¹ 同取引所の英文名称である“Taiwan Stock Exchange”の略称となります。

下「GTSM」¹²といいますが)において株式を上場又は店頭登録している、払込済資本金額が「100 億台湾ドル」以上の会社及び金融持株会社等については、2 名以上且つ全取締役数の 5 分の 1 以上の数の独立取締役を置かなければなりません¹³。

(2) 監査役又は監査委員会

会社法上、株式公開発行会社の監査役員の員数は 2 名以上でなければならないとされています(同法 216 条 2 項)。また、証取法 14 条の 4 第 1 項本文では、株式公開発行会社は監査委員会又は監査役のいずれかを選択して設置することができる定められていますが、同項但書き及び主管機関による通達によれば、TWSE 又は GTSM において株式を上場又は店頭登録している、払込済資本金額が「500 億台湾ドル」以上の会社及び金融持株会社等については、監査役の代わりに監査委員会を設置しなければなりません。

監査委員会は、独立取締役全員且つ独立取締役のみから成る機関であり、3 名以上で組成されなければなりません¹⁴。また、その内の 1 名は会計又は財務の専門性を有する者でなければならないとされています(証取法 14 条の 4 第 2 項、及び株式公開発行会社における監査委員会の職権行使に係る弁法 4 条)。監査委員会は、監査役が本来担うべき権能をこれに代わり全て担当しますが、更に、証取法 14 条の 5 第 1 項に列挙された一定の経営事項¹⁵については、これを取締役会に付議するための要件として、監査委員会メンバーの 2 分の 1 以上の同意が原則的に必要とされることとなりますので、留意が必要です。



【アジアを代表する超高層タワービル「台北 101」と再開発が進む台北市信義区界隈】

(3) 報酬委員会

証取法 14 条の 6 第 1 項及び関連法令によれば、TWSE 又は GTSM において株式を上場又は店頭登録している会社については、商務、法務、財務、会計又は会社の業務上必要とされる分野における一定の資格及び経験を有するメンバーから成る報酬委員会を設置しなければなりません。また、報酬委員会を構成するメンバーの員数は 3 名以上必要とされており(株式上場会社等における報酬委員会の設置及び職権行使に係る弁法 4 条 1 項)、且つ、独立取締役設置会社の場合には、報酬委員会構成メンバーのうち少なくとも 1 名は独立取締役でなければなりません(同弁法 8 条 3 項)。

報酬委員会は、取締役会からの委任を受けて、定期的に取り締役等の業績評価及び報酬政策・制度・基準等の見直しを行い、また取締役等の報酬自体の評価も行い、その結果を取締役会に報告し付議します(同弁法 7 条)。

4. おわりに

台湾の株式公開発行会社に求められる機関設計を改めて俯瞰すると、取締役会メンバーであると同時に、監査役を超える権能を担う監査委員会を組成し、且つ報酬委員会メンバーともなり得る「独立取締役」の果たす役割が大きいことに気付かされます。独立取締役の資格要件については、別稿にて情報提供させていただくことを予定しています。



ソン イン チェン
孫 櫻 倩

西村あさひ法律事務所 台湾法弁護士

i_sun@jurists.co.jp

2003 年台湾弁護士登録。2003 年～2006 年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引法務、独占禁止法、及び知財争訟などを中心に、日台間の幅広い渉外案件に関与。

¹² 同センターの英文名称である「GreTai Securities Market」の略称となります。

¹³ 以上に加え、たとえば TWSE に株式を上場する外国会社に親会社が存する場合には、当該外国会社(TWSE 上場会社)の独立取締役の員数は、少なくとも「3 名以上」必要とされることとなります(TWSE 上場審査準則 28-6 条 4 号)。

¹⁴ したがって、監査委員会設置会社の場合、3 名以上の独立取締役を置くことが必要となります。

¹⁵ たとえば、重大な資産の取引、重大な資金貸付や裏書保証、デリバティブ取引、第三者割当増資といった事項が、これに含まれることとなります。

書籍・論文情報

◆「西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 - M&A 法制を中心として」

執筆者: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻情、吉本祐介

詳細: http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article_13819.html

◆「インドネシアにおける汚職問題」

執筆者: 吉本祐介

掲載誌: 月刊インドネシア 2014 年 1 月号

◆「インド進出に際し押さえるべき法律上のポイント」

執筆者: 久保光太郎、今泉勇

掲載誌: JMC ジャーナル 2013 年 12 月号

◆「マレーシア点描「マレーシアの民事裁判制度(1)」

執筆者: 小山晋資

掲載誌: ASEAN 経済通信第 257 号

当事務所のアジアネットワーク



東京事務所:

Tel: 03-5562-8500

E-mail: info@jurists.co.jp

バンコク事務所:

Tel: +66-2-168-8228

E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com

ハノイ事務所:

Tel: +84-4-3946-0870

E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com

ホーチミン事務所:

Tel: +84-8-3821-4432

E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com

シンガポール事務所:

Tel: +65-6922-7670

E-mail: singapore@juristsoverseas.com

ヤンゴン事務所:

Tel: +95-1-255070

E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

西村あさひ法律事務所では、アジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。